

図書館推薦図書等選択基準

昭和 55 年 4 月 1 日 館長決裁
昭和 63 年 4 月 8 日 一部改正
平成 17 年 11 月 28 日 一部改正
令和 8 年 3 月 10 日 一部改正

第 1 条 この基準は、東京学芸大学附属図書館蔵書構築指針に基づき、図書館職員が行う図書館推薦図書や受贈図書等の選択に関し必要な事項を定める。

(一般的選択方針)

第 2 条 図書館推薦図書等の選択に係る一般方針は、東京学芸大学附属図書館蔵書構築指針第 3 条に定める基本方針に基づくほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 各分野の基本的図書
 - (2) 古典として評価されている図書
 - (3) 各分野の現代的・先端的課題に関する図書
 - (4) 各分野の学習・研究方法に関する図書
 - (5) 参考図書（辞典・便覧・図鑑・地図・書誌・索引・年鑑・白書等）
 - (6) 資料集・報告書
 - (7) 官公庁刊行物
 - (8) 講座・全集・叢書
 - (9) 本学教職員の著作物
 - (10) 情報媒体の多様化，及び紙媒体の廃止・代替等による新しいメディアの資料
- 2 次の各号に掲げるものは、教育・研究上とくに必要性がある場合を除き、選択しない。
- (1) 特定宗派その他個人等の宣伝を目的とするもの
 - (2) 教員試験・国家試験以外の受験参考書
 - (3) 評価の確定していない児童図書・絵本・マンガ・劇画等
 - (4) きわめて初歩的な入門書・実用書

(分野別選択方針)

第 3 条 各分野の図書は、次の事項に留意して選択するものとする。

- (1) 総記
 - ① 学術全般および学術行政に関する図書は備える。
 - ② 情報科学の分野の図書は備える。特定のソフトウェアの入門書・解説書については、出版点数が多いため、主要なものを備える。
 - ③ 図書館学，図書・書誌学および博物館に関する図書は備える。
 - ④ 基本的な叢書は備える。
- (2) 教育
 - ① 教育，とくに教育学，教育心理学，教育史・事情，教育政策，学校経営，幼児教育，

障害児教育，社会教育の分野の図書はできるだけ備える。教育課程・学習指導・教科別教育の分野の図書は出版点数が多いため，各教科のバランスに配慮し，主要なものをできるだけ備える。

- ② 現代的な教育課題に関する図書は重点的に備える。
- ③ 学習指導要領および文部科学省著作の解説書は，内容改訂の都度，複数部備える。
- ④ 文部科学省検定教科書は，小・中学校はすべてのものを2部ずつ，高等学校は普通科で使用されるものを1部ずつ備える。
- ⑤ 教科書に付随する指導書は，小・中学校はすべてのものを1部ずつ，高等学校のものは選択的に備える。

(3) 哲学

- ① 哲学者または思想家として，すでに高く評価されている著書の個々の著作および全集（著作集）等は備える。また，これらの著者および著作に対する研究書・評論・伝記はできるだけ備える。
- ② 心理学に関する図書，とくに児童心理・青年心理の分野の図書はできるだけ備える。
- ③ 宗教に関する図書は，代表的な宗教の概論および聖典，有名な宗教家の著作集等を備える。

(4) 歴史・地理

- ① 歴史・地理に関する図書は，できるだけ備える。
- ② 日本の地方史（地方誌）は，都道府県に関するものは全部を，郡市区町村に関するものは主要なものを備える。

(5) 社会科学

- ① 政治，経済，国際，法律，社会，風俗習慣・民俗学の分野の図書は基本的なものをできるだけ備える。このうち社会の分野のもの，とくに社会心理学，家族問題，児童・青少年問題，社会福祉に関する図書は重点的に備える。社会科学のその他の分野（企業・経営，国防・軍事等）の図書は必要に応じて備える。
- ② 教育に関するものは，第3条(2)①によるものとする。

(6) 自然科学

- ① 概論書および演習書，各分野の定評のある教科書等はできるだけ備える。また，学校教育に関連の深い主題の図書は備える。
- ② 医学に関する図書は，保健，生理学，児童医学，精神医学等に関するものはできるだけ備える。

(7) 工学・工業・家政学・産業

この分野に関する図書は，高度の専門書が多いので，原則として授業科目に関係のある分野の図書を備える。

(8) 芸術

- ① 美術，書道，音楽，演劇，映画等に関する図書は備える。著名な画家，彫刻家，音楽

家等の作品集・伝記・評論等もできるだけ備える。

- ② 楽譜は，全集等に集録されたものを備える。
- ③ 体育・スポーツに関する図書は備える。
- ④ 技法書は備える。

(9) 言語

- ① 日本語に関する図書はできるだけ備える。
- ② 各国語に関する概論，入門書は備える。

(10) 文学

- ① すでに高く評価されている著名な作家の全集（著作集）等は，できるだけ備える。個人の全集で編集上の特色があるものは，重複する作品があっても備える。
- ② 著名な作家およびその作品に対する研究書（作家論・伝記・作品論）は，できるだけ備える。
- ③ 現代の作家の作品は，書評等によって高く評価されたものや定評のある文学賞を受賞したものを備える。
- ④ 児童文学の代表作は，できるだけ備える。

(受贈)

第4条 寄贈資料の受入にあたっては，第2条および第3条に定める方針に基づくほか，次の事項に留意して選択するものとする。

(1) 次のものは原則として受入れる。

- ① 我が国の教育制度その他の教育関係の研究活動に必要な資料。
- ② 学校史及び本学の研究・教育の分野に関わりのある社史・団体史。
- ③ 国・省庁，大学，各種公的機関，民間研究所等やその助成による研究報告書のうち，本学の研究・教育の分野と関連の深いもの。
- ④ 国・省庁，東京都，近隣地方公共団体の発行する白書・報告書・統計書等。
- ⑤ 東京都または近隣地域の歴史・地理・産業等に関する資料。
- ⑥ 美術・博物に関する図集。特に展覧会・展示会の図録等で市販されていないもの。
- ⑦ 市場価値が高いと判断される資料。

(2) 次に該当するものは原則として受入れない。ただし，館長が特別に認めたものを除く。

- ① 図書館で同一の資料を所蔵しているもの。
- ② 美術工芸品，書写資料，博物資料，教材・教具，楽譜（図書形態のものを除く）などのうち，図書館における保存が困難であると判断される資料。
- ③ 趣味的，通俗的，娯楽的その他の理由により，内容的に大学図書館の蔵書としてふさわしくないと判断される資料。

(改正)

第5条 この基準は，本学カリキュラムの変更，教育・研究の動向，利用者ニーズの変化等に対応し，定期的に見直すものとする。

附 則

この基準は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、昭和 63 年 4 月 8 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 17 年 11 月 28 日から実施する。

附 則

この基準は、令和 8 年 3 月 10 日から施行する。